

第四條 「ヤード、ポンド」法ニ依ル度量器又ハ衡器ノ檢定ノ請求ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

一〇〇

種	類	手 數	料
全長一「フット」以下	金屬製ノモノ 其ノ他ノモノ	三、〇	一、〇
全長二「フット」以下		六、〇	三、〇
全長三「フット」以下		一二、〇	六、〇
全長十「フット」以下		二四、〇	一二、〇
全長二十「フット」以下		三六、〇	一八、〇
全長三十「フット」以下		六〇、〇	三〇、〇
全長六十六「フット」以下		一二〇、〇	九六、〇
全長百「フット」以下		一五〇、〇	一〇〇、〇
全長百「フット」ヲ超エタルモノ		二四〇、〇	一二〇、〇
六十四分ノ一「インチ」以下ノ目盛アルモノニ付テハ其ノ目盛アル部分ノ長六「インチ」迄毎ニ金三錢ヲ加フ			

種	類	手 數	料
秤量ノ一萬分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ		五〇〇、〇	
秤量ノ五千分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ		一五〇、〇	
其ノ他ノモノ		一二〇、〇	
秤量三百「ポンド」以下		三〇〇、〇	
秤量千「ポンド」以下		六〇〇、〇	
秤量一「トン」以下		一〇〇〇、〇	
更ニ一「トン」迄ヲ増ス毎ニ金三圓ヲ加フ			
秤量十「ポンド」以下		一〇〇、〇	
秤量五十「ポンド」未滿		二〇〇、〇	
更ニ十「ポンド」迄ヲ増ス毎ニ金四十錢ヲ加フ			
各種		二四、〇	
秤量十「ポンド」以下		一〇〇、〇	

一〇一

器		自動秤
分銅	秤量五十「ポンド」以下	二〇〇、〇
	秤量三百「ポンド」以下	三〇〇、〇
	更ニ一「トン」迄ヲ増ス毎ニ金三圓ヲ加フ	
	一「ポンド」以下	五、〇
錘	十「ポンド」以下	一〇、〇
	五十六「ポンド」以下	二〇、〇
	定量増錘各種一箇	八、〇

第二條第二項及第三項ノ規定ハ「ヤード、ポンド」法ニ依ル度量器及衡器ニ之ヲ準用ス

第五條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○農商務省令第三十一號 (明治四十二年七月一日)

度量衡器ノ製作修履又ハ販買ノ營業ノ免許狀ニ關スル手数料左ノ通相定ム

第一條 度量衡器ノ製作、修履又ハ販賣ノ營業ノ免許狀ニ關シ左ニ掲クル出願ヲ爲ス者ハ手数料トシテ下ニ定ムル金額ヲ納ムヘシ

一 免許狀ノ更正願 每一件 金二十錢

二 免許狀ノ書換願 每一件 金五十錢

三 免許狀ノ再下付願 每一件 金五十錢

第二條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○一斗枴使用ニ關スル件 明治十九年三月二十四日發布農商務省令第二號 穀量一斗以上ヲ授受スルノ際一斗枴ヲ用ヒサルトキハ其授受者ニ於テ之ヲ拒ムコトヲ得

○免許料及檢定料(手數料)トシテ納ムル收入印紙消印ノ件 (明治三十年九月六日發布農商務省令第十四號)

度量衡器製作、修覆、販賣ノ免許料納入用紙又ハ度量衡器檢定請求書ニ貼付スル登記(收入)印紙ハ出願者又ハ請求者ニ於テ消印ヲ爲サス當該官廳ニ差出スヘシ當該官廳ハ正當ト認メタル後之ニ消印ヲ付スヘシ
但消印ハ書類ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニ涉ルヲ要ス

○寶石類ノ計量單位ノ値ニ關スル件 (明治四十二年十一月十一日農商務省令第五十四號)

寶石ヲ「カラット」ノ名稱ニ依リ計量スルトキハ二百「ミリグラム」ヲ以テ「カラット」ト爲スヘシ

茨城縣令第十號

明治四十二年茨城縣令第六十一號度量衡器取締規則左ノ通改正ス

大正元年十月七日

茨城縣知事 坂 仲 輔

度量衡取締規則

第一條 本則ニ於テ營業者ト稱スルハ度量衡器ノ製作修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ヲ謂ヒ使用者ト稱スルハ度量衡器ヲ取引若ハ證明ノ爲使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スル者ヲ謂フ

第二條 當該官吏又ハ警察官吏ハ度量衡法施行細則第四十八條ノ検査ニ洩レタル者ニ對シ更ニ日時場所ヲ指定シテ度量衡器ノ提出ヲ命スルコトヲ得
第三條 市町村長ハ當該官吏取締ヲ行フ場合ニ於テ其ノ事務ノ補助ヲ爲スヘシ

第四條 度量衡法施行細則第二十一條ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 修覆場ノ位置及構造

二 秤架及分銅ノ種類箇數

三 修葺營業開始ノ期日

第五條 營業者死亡シタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ十日以内ニ其ノ旨ヲ知事ニ届出ツヘシ

營業者所在不明トナリタルトキハ親族又ハ同居者ヨリ前項ノ期日内ニ其ノ旨ヲ知事ニ届出ツヘシ

第六條 本縣以外ニ於テ免許ヲ受ケタル度量衡器ノ修葺者又ハ販賣者ニシテ度量衡法施行細則第十條ニ依リ營業所ヲ本縣内ニ變更ノ認可ヲ得タルトキハ其ノ認可書及免許狀ノ謄本ヲ添ヘ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第七條 度量衡法施行令第六條第二項ニ依リ修葺ノ業ヲ營ム者其ノ修葺ノ業ヲ廢止シタルトキハ三日以内ニ其ノ旨ヲ知事ニ届出ツヘシ

第八條 營業者ハ製作及修葺用ニ供スル材料及販賣スル度量衡器ニ付第一號様式ニ依リ帳簿ヲ作り之ニ所定ノ記入ヲ爲スヘシ

第九條 營業者ハ第二號及第三號様式ノ帳簿ヲ備ヘ置キ前年四月ヨリ其ノ年

三月迄ノ各事項ヲ第四號様式ニ依リ翌月十五日迄ニ知事ニ届出ツヘシ但シ該當ノ事實ナキ場合ハ其ノ旨ヲ本項期日内ニ知事ニ届出ツヘシ

第十條 營業者ハ第一號乃至第三號様式ノ帳簿ヘ事實發生毎ニ所定ノ記入ヲ爲スヘシ

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ度量衡法施行細則第四十八條ニ依リ指定シタル場所ニ提出スルコトヲ要セス但シ地方ノ狀況ニ依リ本條ノ規定ヲ適用セサルコトアルヘシ

一 土地又ハ建物ニ取付ケタル度量衡器

二 玻璃製度量衡器

三 金屬製度量器

四 陶器、磁器製量器

五 秤量ニ於テ其ノ一万分一以下ノ重量ヲ感スル天秤、一「ミリ、グラム」以下ノ重量ヲ感スル天秤

六 秤量三百貫以上(相當重量ヲ含ム)ノ自働秤及臺秤

第十二條

使用者ハ縦令取引上若ハ證明上使用セサルモノト雖トモ左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ヲ店舗、工場其ノ他取引若ハ證明ヲ爲ス場所ニ置キ又ハ行商ノ際携帯スルコトヲ得ス

- 一 度量衡法第八條各號ノ一ニ該當スルモノ
- 二 計量ノ値ニ影響ヲ及ホスモノノ附着シタルモノ
- 三 分離シ得ヘキ構造ノ度量衡器ニシテ其ノ符號又ハ番號ノ一致セサルモノ

第十三條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス
一 故ナク第二條ノ命令ニ應セサル者

二 第六條乃至第十條又ハ第十二條ニ違反シタル者

附則

本則ハ大正元年十月十日ヨリ之ヲ施行ス
第一號様式(用紙美濃紙)

大正何年度度(量)(衡)器製作修覆用材料仕入簿

年月日	物質	種類	數量	仕入價格	仕入先住所氏名
月計					

大正何年度度量衡器仕入簿

前年度ヨリ越高	年月日	物質	種類	數量	仕入價格	現在高	仕入先住所氏名
月計							

第二號様式(用紙美濃紙)

大正何年度度(量)(衡)器受檢簿

年月日	物質	種類	箇數	檢定ノ成績		製作修覆ノ區別	番號	修覆料
				合格	不合格			

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35

知事宛

自大正 年 三 月 度 量 衡 器 販 賣 届

考 備	合 計	尺 寸										尺 寸										尺 寸										尺 寸										種 類	度 量
		其	ノ	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	其	ノ	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	其	ノ	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	其	ノ	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト		

考 備	合 計	形 状										種 類	度 量
		板	圓	方	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓		

考 備	合 計	秤 量										種 類	度 量
		其	ノ	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト		

右 及 卸 届 候 也
 知 事 宛
 營 業 所
 度 量 衡 器 販 賣 者 氏 名

合 計	綿	絹	麻
	絲	絲	絲
	鐘		
	絲		

右及御届候也

年 月 日

營業所

度量衡器販賣者 氏 名 印

知事宛

○茨城縣訓令甲第七號

内務部 警察部 警察署

警察分署 市役所 町村役場

度量衡取締規則施行手續左ノ通定メ度量衡取締規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正元年十月七日

茨城縣知事 坂 仲 輔

度量衡取締規則施行手續

- 第一條 當該官吏ハ隨時製作者修覆者及販賣者ニ臨檢シ其ノ取締ヲ爲スヘシ
- 第二條 當該官吏必要アリト認ムルトキハ警察官吏ノ立會ヲ求ムルコトヲ得
- 第三條 當該官吏及警察官吏ハ隨時度量衡器取締ニ關スル諸般ノ事項ヲ協議シ取締上ノ一致ヲ圖ルヘシ
- 第四條 當該官吏カ度量衡器ノ取締ヲ執行シタル場合ニ於テ作成スヘキ成績表ハ第一號乃至第六號様式ニ依ルヘシ
- 第五條 當該官吏カ度量衡取締規則第二條ノ命令ヲ發スル場合ハ第七號様式ニ依ルヘシ

第六條 警察官署長ハ毎年度一回以上其ノ所轄内ニ於ケル度量衡器ノ第二種取締ヲ執行シ毎回其ノ終了後十五日以内ニ第八號様式ニ依リ其ノ成績ヲ知事ニ報告スヘシ其ノ告發ニ係ルモノニ在リテハ判決確定後直ニ其ノ結果ヲ第九號様式ニ依リ知事ニ報告スヘシ

警察官署長ハ前項第二種取締執行ノ時期ニ關シ其ノ地方ノ情况ニ依リ隨時之ヲ定ムヘシ

第七條 警察官吏度量衡取締規則第二條ニ依リ度量衡器ノ提出ヲ命シタルトキハ第七號様式中ノ乙ニ準シ度量衡器檢定所ニ通知スヘシ

第八條 警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ度量衡ニ關スル技術官ノ派遣ヲ知事ニ申請スルコトヲ得

第九條 市町村長ハ當該官吏カ度量衡器取締執行ノ場合ニ於テ左ノ各號ニ依リ其ノ執行事務ノ補助ヲ爲スヘシ

- 一 第一種取締執行ノ告示アリタルトキハ検査執行前使用者各戸ニ就キ度量衡器ノ調査ヲ爲シ第十號様式ニ依リ調査書ヲ作成シ検査當日當該官

吏ニ提出スヘシ

前項ノ調査書ハ検査成績ヲ記入シタル上丙號ハ之ヲ市町村長ニ於テ保存スヘシ

- 二 検査期日ハ遺漏ナク其ノ部内ノ度量衡器使用者ニ通知ヲ爲シ検査期日ノ二日以上ニ亘ルトキハ各受檢者ニ對スル日割ヲ定メ之ヲ通知スヘシ
- 三 検査ニ必要ナル諸般ノ設備ハ検査前日迄ニ完成スヘシ
- 四 検査當日ハ検査場ニ出頭シ其ノ検査終了迄事務ノ補助ヲ爲シ検査執行上支障ナカラシムヘシ

第十條 市町村長ハ其ノ部内ノ度量衡器營業者及其ノ法定代理人ニシテ度量衡法施行令第三條ニ該當スルニ至リタル者アルトキハ其ノ事實ヲ詳記シ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スヘシ

附 則

明治四十二年本縣訓令甲第四十四號及甲第四十五號ハ之ヲ廢止ス
第一號様式

何郡何町村度量衡器第一種取締成績 (甲表)

營業別	米穀商	酒醬油商	醫師	藥劑師	藥種商	何々	計	參		照
								前回の成績	前回の比	
取締要スルヲ	取締要スルヲ	取締要スルヲ	取締要スルヲ	取締要スルヲ	取締要スルヲ	取締要スルヲ	取締要スルヲ	本町(村)ニ於ケル總戸數	本町(村)ニ於ケル總戸數	
検査スルヲ	検査スルヲ	検査スルヲ	検査スルヲ	検査スルヲ	検査スルヲ	検査スルヲ	検査スルヲ	検査要スル戸數	検査要スル戸數	
検査ヲ受ケタル戸數	検査ヲ受ケタル戸數	検査ヲ受ケタル戸數	検査ヲ受ケタル戸數	検査ヲ受ケタル戸數	検査ヲ受ケタル戸數	検査ヲ受ケタル戸數	検査ヲ受ケタル戸數	本町(村)ニ於ケル總人口	本町(村)ニ於ケル總人口	
均一戸受檢	均一戸受檢	均一戸受檢	均一戸受檢	均一戸受檢	均一戸受檢	均一戸受檢	均一戸受檢	人口千人ニ對シ	人口千人ニ對シ	
不合格	不合格	不合格	不合格	不合格	不合格	不合格	不合格	検査成績ノ最モ佳良ナリシ營業者	検査成績ノ最モ佳良ナリシ營業者	
百中合格割	百中合格割	百中合格割	百中合格割	百中合格割	百中合格割	百中合格割	百中合格割	検査成績ノ最モ不良ナリシ營業者	検査成績ノ最モ不良ナリシ營業者	
取締洩	取締洩	取締洩	取締洩	取締洩	取締洩	取締洩	取締洩			
全上ニ	全上ニ	全上ニ	全上ニ	全上ニ	全上ニ	全上ニ	全上ニ			
成績	成績	成績	成績	成績	成績	成績	成績			

備考 (前回ニ比シ増減ノ事由ヲ説明スヘシ)
 (取締洩レ等ニ關スル事由使用器物ノ概觀等ヲ記述スヘシ)
 第二號様式

甲表検査器物ノ内譯 (乙表)

種別	検査總數	不合格數	廢棄ノ分	修覆ノ分	百中合格割	百中不合格割	度		小計	量
							直尺	何々		
							何	何		圓錐形
							何	何		何

(甲)

第	號	御請書
一何々	何箇	
右検査ノ爲メ大正	年	月
提出御命令相成正ニ御請仕候也	日	時
年	月	日
住	所	
職	業	
殿	氏	名
		印

切取線

(乙)

第	號	度量衡器提出命令通知書		
者	使用	住	所	職
提出ヲ命シタル度量衡器				業
提出ヲ命シタル期日及場所				氏
提出ヲ命シタル理由				名
右本日提出命令致置候條此段及通知候也				
年 月 日				
官 氏 名 印				
度量衡器檢定所御中(官氏名殿)				

第九號様式

處分結果報告

計	處分ノ事由年月日	刑罰ノ種類及期間	違反條項	違反器物	同上中沒	住	所	職	業	氏	名
				個ノ種類及數	種類箇數						

右及報告候也

年 月 日

警察官署長官

氏

名印

知事宛

記載例

- 一 處分ノ事由欄ハ不起訴、免訴、無罪、扣訴又ハ上告ニ關スル事由ヲ簡單ニ記載スヘシ
- 一 刑罰ノ種類及期間欄ハ懲役何月若ハ罰金何圓科料金何圓ト記入ノコ

第十號様式

ト 一 違反條項欄ハ法令ノ條項ヲ記載スヘシ

丙

甲ト同斷

切

取

線

乙

甲ト同斷

切

取

線

收入印紙

度量(衡)器製作(度量衡器修覆)願

貼付シタル收入印紙ノ額金三十圓

(金十五圓)

一 免許ヲ受ケムトスル者ノ住所氏名

縣郡市町村番地

何

某(又ハ何會社)

一 營業所ノ位置

縣郡市町村番地

一 工場ノ位置

縣郡市町村番地

(工場二箇所以上アル場合ニハ一々列記スヘシ)

一 製作(修覆)セムトスル度量衡器ノ種類

度量(量)(衡)(度量衡)器

一 製作(修覆)ノ用ニ供スル重ナル機械ノ名稱及員數

別種ノ通

前記ノ各項ニ依リ度量(衡)器ノ製作(度量衡器ノ修覆)ノ業ヲ營ミ度候間

御免許相成度附屬書類相添此段奉願候也

一年 月 日

右

何

某印

又ハ何會社理事(代表者)

何

某印

又ハ何某未成年ニ付後見人

何

某印

農商務大臣(知事)宛

附屬書類ノ表示

一 度量衡法施行令第三條ニ關スル證明書(此證明書ニハ出願人ノ生年月日

ヲ傍記スルコト)

一通

一 工場ノ圖面

何通

一 製作(修覆)ノ用ニ供スル機械ノ明細書

何通

(未成年者ノ場合)

一 免許ヲ受ケムトスル者ハ未成年者ナルヲ以テ後見人(親權ヲ行フ母)カ之ニ代リテ營業ヲ爲スコトニ付親族會ノ同意ヲ得タル書面 一通
(妻ノ場合)

一 本營業ヲ爲スニ付夫ノ許可ヲ得タル書面 一通
(法人ノ場合)

一 法人ノ登記簿ノ謄本(免許後登記ヲ要スル法人ニ在リテハ總會ノ決議録)

一定款ノ寫

一通
一通

一何々

第二號

度量衡器販賣願

收入
印紙

貼付シタル收入印紙ノ額金十圓

一 免許ヲ受ケムトスル者ノ住所氏名

縣郡市町村番地

一 營業所ノ位置 縣郡市町村番地 某(又ハ何會社)
前記ノ場所ニ於テ度量衡器ノ販賣ノ業ヲ營ミ度候間御免許相成度付屬書類
相添此段奉願候也

年 月 日

右

何 某印
(會社又ハ未成年者ニ在リ
テハ第一號様式ニ同シ)

知 事 宛

附屬書類ノ表示

第一號様式ニ同シ(但シ工場ノ圖面、機械明細書ヲ除ク)

第三號

度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆「販賣」)免許事項變更認可願

度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆「販賣」)營業

一 營業名目及營業者ノ氏名 何某(又ハ何會社)

一 免許番號及免許年月日 第號 年月日
一 變更セムトスル事項(新設セムトスル工場ノ位置)

營業所(工場)ノ位置縣郡市町村番地ヲ縣
郡市町村番地ニ變更セムトス
又ハ工場ヲ縣郡市町村番地ヲ新設セムト
ス

其他何々

前記ノ通度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆「販賣」)免許事項變更致度候間御
認可相成度(付屬書類相添)此段奉願候也
年 月 日 右

何 某印
(會社又ハ未成年者ニ在リ)
テハ第一號様式ニ同シ

農商務大臣(知事)宛
附屬書類ノ表示(製作、修覆ニ限リ之ヲ要ス)

一通

一(工場ノ圖面)
第四號

收入 度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆「販賣」)免許狀書換願
印紙 貼付シタル收入印紙ノ額金五十錢

度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆「販賣」)
營業

- 一 營業名目及營業者ノ氏名 何某(又ハ何會社)
- 一 免許番號及免許年月日 第號 年月日
- 一 營業所ノ位置 縣郡市町村番地
- 一 免許狀ノ書換ヲ要スル理由

前戸主何某年月日何々(死亡隱居)シタル
ニ因リ其免許ヲ受ケタル度(量)(衡)器製
作(度量衡器修覆「販賣」)營業ヲ承繼シタ
ルニ依ル

前記ノ理由ニ依リ度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆「販賣」)免許狀書換相成
度附屬書類相添此段奉願候也

三四

年 月 日

右

何
某印
(會社又ハ未成年者ニ在リ
テハ第一號様式ニ同シ)

農商務大臣(知事)宛

附屬書類ノ表示

一戸籍謄本

一通

其他ハ第一號様式ニ同シ

第五號

收入
印紙

度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆「販賣」)免許狀更正願
貼付シタル收入印紙ノ額金二十錢

營業
度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆「販賣」)

一營業名目營業者ノ氏名 何某(又ハ何會社)

一免許番號及免許年月日 第號 年月日

一營業所ノ位置 縣郡市町村番地

一免許狀ノ更正ヲ要スル理由

年月日何々(改名、養子
緣組ノ如キ)ニ因リ氏名(舊)
ヲ氏名(改)ニ改姓(名)シタルニ依ル

前記ノ理由ニ依リ度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆「販賣」)免許狀更正相成
度附屬書類相添此段奉願候也

年 月 日

右

何
某印
(會社又ハ未成年者ニ在リ
テハ第一號様式ニ同シ)

農商務大臣(知事)宛

附屬書類ノ表示

一戸籍謄本

一通

三五

其他第一號樣式ニ同シ

第六號

收入印紙

度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆「販賣」)免許狀再下付願
貼附シタル收入印紙ノ額金五十錢

度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆「販賣」)
營業

一營業名目及營業者ノ氏名 何某(又ハ何會社)

一免許番號及免許年月日 第號 年月日

一營業所ノ位置 縣郡市町村番地

一免許狀再下付ヲ要スル理由

年月日何々ニ因リ亡失シ(汚損ノ爲免許
ノ文字判明セサルニ至リ)タルニ依ル
前記ノ理由ニ依リ免許狀亡失(汚損)致候ニ付再下付相成度(別紙汚損シタ
ル免許狀相添)此段奉願候也

年 月 日 右

何 某印

(會社又ハ未成年者ニ在リ
テハ第一號樣式ニ同シ)

農商務大臣(知事)宛

第七號

桿秤ノ取緒皿紐鈎紐及錘絲修覆營業届

第一、修覆場ノ位置及構造

一 茨城縣郡市町村番地

二 木造 二階建 坪壹棟
土造 平家建

第二、秤架及分銅ノ員數

一 秤架 一個

二 分銅五貫乃至一厘及五百「グラム」乃至一「センチグラム」ノ各種

第三、開業年月日 明治年月日

前記ノ各項ニ依リ桿秤ノ取緒皿紐鈎紐及錘絲ニシテ金屬ニアラサルモノ、

修復營業仕度候ニ付此段及御届候也

三八

明治 年 月 日

知事宛

茨城縣郡市町村番地
度量衡器販賣營業 何 某印

第八號

度量衡器製作(修復、輸入、移入販賣)記號御届
(又ハ變更御届)

一營業名目及營業者ノ氏名 何某(又ハ何會社)
一免許番號及免許年月日 第號 明治年月日

三寸三分

八分	何々營業者
「票箋	又ハ何會社
地方記號	某(代表者又ハ)
名	理事何某
	印

「別紙ニ認メ貼付ノ事」

前記ノ通り記號相定メ(變更)候間度量衡法施行細則第十七條ニ依リ此段御届仕候也

明治 年 月 日

右何某(又ハ何會社代表者又ハ理事何某)印
又ハ何某未成年ニ付後見人(親權者)

何 某印

農商務大臣宛

度量衡器第二種取締要項

警察官吏か度量衡器第二種取締を執行するに當り参考とするべき注意事項を掲記し特に警官諸君に頒つ蓋し本要項は從來巡查教習所に於て教授の参考資料として編者か記し置きたるものにして既に各方面に勤務する警官諸君は概ね會得せられ居るものと信するも提要を頒つに當り便宜上共に之を頒つものなり

度量器

- (1) 一端若は兩端磨滅して全長に差を生したるものなきや否や
- (2) 甚しく枉撓し其の全長の差法定の器差以内にある事を認定し得るや否や
(法定の器差とは度量衡法施行令第三表又は第四表の公差の二分の三を云ふ)
- (3) 疊尺及鏈尺等の接續部に緩みを生し全長に差狂を生したるものなきや否や
- (4) 前項の緩みの爲め其の伸長距離法定の器差以内にあることを認定し得るや

否や(法定の器差は2)に同じ)

二

- (5) 分離し得べき構造の度器の各部分に於ける番號の一致せざるものなきや否や(度量衡法施行細則第三十一條度器構造之部第八「分離し得べき構造の度器には番號を附すへし其の番號は各部分同一なることを要す」)
- (6) 目盛、全長の表記、檢定證印等の滅失したるもの又は表記文字を改竄し若くは定規を増減したるものなきや否や(度量衡法第八條第一、二、三の各號注意)
- (7) 竹製度器にして割れ、裂け、等甚しからざるも之れか爲全長、目盛、表記檢定證印等に異狀を呈せざるや否や
- (8) 檢定證印を抹消せられ或は檢定消印を附しあらざるや否や(度量衡法第十一條「當該官吏は第八條第二號乃至第五號に該當する度量衡器の證印を除き去し若は消印を附し又は其の度量衡器を破毀し其の他取締上必要の處分を爲すことを得」及度量衡法第八條參照)
- (9) 曲り尺の角度直角を失したるものなきや否や又玉尺(徑を度るに用うる度

器材尺と稱するもの亦同じ)の副枝に差狂を生し上端の標準枝と並行を欠き或は標準枝の角度直角を失せざるや否や(度量衡法施行細則第三十一條度器構造之部第三「徑を度るに用うる直尺の本枝、副枝及曲り尺の角度は之を直角と爲すへし」)

- (10) 前項の各枝緩みを生したるものなきや否や
- (11) 鯨尺を以て布帛以外のものを度り居らざるや否や(度量衡法施行細則第四十二條「鯨尺は布帛を度る場合の外之を使用することを得す」)

量器

- (1) 内面に容量を減すべき物体の附着するか又は内面或は口縁に凹凸を生したるものなきや若は其の形狀不正となりたるものなきや否や(度量衡法第八條第五號同法施行細則第四十九條第九號及本縣度量衡取締規則第十二條第二號參照)

- (2) 全量、種類(斗概に屬す)の表記、液用、穀用の文字及檢定證印等の滅失したるものなきや否や(度器の(6)及度量衡法施行細則第三十一條量器構造之部

第三十三號參照)

四

- (3) 前項の文字を改竄し又は定規を増減したるものなきや否や(度器の(6)參照)
- (4) 檢定證印を抹消せられ又は檢定消印を附しあらざるや否や(度器の(8)參照)
- (5) 玻璃製量器にして最大容量を表わす標識線口縁に達せざるものに在りては口縁破損し夫れか爲め表記、檢定證印等失われざるも標識線に異狀なきや否や
- (6) 斗概は枳恰當のものを使用し居るや否や(度量衡法施行細則第四十五條參照)
- (7) 斗概の狂撓し若は使用面に凹凸を生し居らざるや否や
- (8) 穀類の計量に規定に適合する斗概を使用し居るや否や(度量衡法施行細則第四十五條參照)
- (9) 穀用枳を以て液類を計量し、又は液用枳を以て穀類を計量し、或は雜用枳を以て穀類、液類を計量し居らざるや否や(度量衡法施行細則第四十三條參照)

- (10) 五斗以上又は百「リットル」以上の穀類を計量する場合は一斗未満又二十「リットル」未満の枳を使用し居らざるや否や(度量衡法施行細則第四十四條參照)

- (11) 穀用に於ける鐵縁、鐵帶の緩み又は異狀を呈せしものなきや否や
- (12) 塗料又は鍍着物質の剝落したるものなきや否や

衡器

- (1) 秤量掛、量の表記、檢定證印及目盛の滅失したるものなきや否や(度器の(6)參照)
- (2) 檢定證印を抹消せられ又は檢定消印を附しあらざるや否や(度器の(8)參照)
- (3) 桿の狂撓したるもの若くは桿を切り縮め或は秤量、掛量の表記を改竄し又は定規を増減し居らざるや否や(度器の(6)參照)
- (4) 度量衡法施行細則第三十一條衡器構造の部第二十九號第三十二號第三十四號乃至第三十七號の規定に適合するや否や
- (5) 指針の曲りたるもの又は正當の標点を指さざるものなきや否や

五

(6) 錘を直点に掛け水平を保たざるものなきや又は睨みが一致せざるものなきや否や

六

(7) 分銅、錘及増錘、増錘臺に構造上不正の点なきや否や(度量衡法第八條及第十三條參照)

(8) 錘及増錘が其の秤に對する恰當のものなるや否や(度量衡法施行細則第三十一條衡器構造之部第二十七及同則第四十六條參照)

(9) 増錘の合計掛量と桿の盛止め量の和が其の秤の秤量未滿のものなきや否や

(10) 臺秤は秤量の五分一、増錘ある上皿桿秤は秤量の五分の一に稍相當する重量の増錘を臺又は皿の四隅に乗せ稍一定の重量を表はす感動を生せざるものなきや否や

(11) 定量増錘付の臺秤に在りては其増錘を秤量し規定の重量を有し居るや否や(度量衡法施行令第十六條同法施行細則第三十一條衡器構造之部第三十七條參照)

(12) 支点、重点に於ける刃、刃受等の酸化腐蝕せるものなきや又は不正の處置なきや否や(度量衡法第八條及第十三條參照)

(13) 鉤、鎖、皿、頭金具、尻金具其他重要なる金屬部等に異狀を呈せざるや又は不正の處置なきや否や(前同斷參照)

(14) 桿秤の緒紐又は錘系にして自修したるものなきや否や

(15) 水平の裝置の破損したるものなきや否や

(16) 調子玉の固定したるもの或は自然に遊動し又は不正の處置を爲し居らざるや否や(12)參照)

(17) 桿秤の搾りを檢する簡易なる方法としては臨檢の場所に於て其の手近に存在する或る物件にして稍其の秤の秤量又は掛量に一致する重量を有するものを撰定し、之れを秤量し、錘系の懸り居る点を拇指及食指を以て支ひ其の桿を上ト各四十五度に搾るへし、此の場合に於て度量衡法施行令第十六條の公差以上の器差を生せざるや否やを視定するに在り

大正元年十一月十四日印刷
大正元年十一月十七日發行

實費送料共金參拾五錢



編纂者 余 語 倂
茨城縣水戸市大字上市寺町
千六百八十八番地

發行者 兼 小 倉 竹 次 郎
茨城縣水戸市大字上市大工町
千七十八番地

印刷所 小 倉 印刷 所

270

510

大正元年十一月十四日
大江流第十一頁十四日

不 財
精 課

白 課 課 小 食 明 課 課

千八百八拾

英 國 水 司 市 大 學 士 市 大 工 司

白 課 課 小 食 明 課 課

千八百八拾

英 國 水 司 市 大 學 士 市 大 工 司

白 課 課 小 食 明 課 課

千八百八拾

英 國 水 司 市 大 學 士 市 大 工 司

英 國 水 司 市 大 學 士 市 大 工 司

終

